「 防 災 士 」になりませんか

掛川市防災士の会　[ ふじのくに防災士会掛川市委員会 ]

≪ 防 災 士 になるには ≫

１.「ふじのくに防災士養成講座」を受講します

　 　 毎年、年に１回、９月から10月の間に行なわれています。

受講時間 ： 平日コース、土日コースともに６時間/日　７日間　延べ４２時間

受講会場 ː 平日コース … 静岡県立大学　 土日コース … 静岡県地震防災センター

 平日コースの講座を自宅にてオンライン受講する方法もあります。

受講申し込み期間　：　６月１日頃から約１ヶ月間

受 講 料 ： 3,000円　( テキスト代 )

※　5月中旬に「静岡県地震防災センター」のホームページに募集要項が、掲載されます。

２．受講時間が規定[80%]に達していると「静岡県ふじのくに防災士」として認定されます。

「ふじのくに防災士」に認定された人は、日本防災士機構の「防災士」試験の受験資格

が得られます　[ただし　オンライン受講の場合は適用されません]。

３．講習会の最終日に行われる日本防災士機構が行う「 防災士 」試験を受験して、合格点に

達すれば、日本防災士機構の「 防災士 」として認証されます。

　 　受験料 、テキスト代 、登録料などで　10,000円程度が必要となります。

4．消防団で活動していた方の特例処置

　　地域で消防団に所属して活動し、「分団長」になった方は、「日本防災士機構」に決められて

いる手続きを行うと、「防災士」として認定されます。詳しくは、「日本防災士機構」のホーム

ページを閲覧ください。[別紙資料参照]

≪ 防 災 士 になると ≫

１．防災に関する知識を幅ひろく、より深く身に着けることが出来ますので、防災に関する

ニュース、解説、資料・書籍などの内容などについて、よりよく理解することが出来る

ようになります。

２．実際に災害が発生したときに、ご自分、お家族の方の身の安全を保つことができる行動を

とることが出来るようになります。

3．お住いの地域の「自主防災会」の活動などに参画して、防災に関して色々アドバイス、指導

することなどが出来るようになります。

【　裏面に続く 】

4．「ふじのくに防災士会」に入会すると、防災に関する情報をパソコンメールで受信できる

ようになります。 入会費、会費は、無料です。

5．「ふじのくに防災士」に認証された方で希望される方は、静岡県の「地域防災人材バンク」に

登録することができます。

６.「地域防災人材バンク」に登録されている方で、希望される方は、静岡県の事業である

「協働による地域防災人づくりまちづくり事業」の派遣者として登録することができます。

７.「地域防災人づくりまちづくり事業」の派遣者として登録すると、自主防災会などから

「防災訓練等派遣希望」が申請された時に、派遣者として応募すれば、所定の手続きを

行って、指導者として活動することができます。

　 　 具体的には、 「 防災イメージトレーニング 」の講師・指導者です。

　 ① DIG ( 災害図上訓練 )

 　　 ② イメージTEN ( 自主防災組織災害対応訓練 )

 ③ HUG ( 避難所運営ゲーム )

 8.「ふじのくに防災士会」の主催により、指導者のレベルの維持・向上を図るため、それぞれの防災イメージトレーニングの「講習会」が定期的に行われています。

 会場は、「静岡県地震防災センター」です。　 受講料は無料です。

≪ 掛 川 市 防 災 士 の 会 ≫

１．掛川市および周辺市町の「ふじのくに防災士」の有志で、「掛川市防災士の会」を発足させ、活動しています。「ふじのくに防災士会」から承認された委員会です。

[発足時期：平成26年]

2．掛川市危機管理課、社会福祉協議会、小学校・中学校・高校、各地区の自主防災会、民間活動団体などからの要望、依頼がある場合は、「出前講座」を行っています。

3．「掛川市防災士の会」では、必要に応じて会合を行い ( 月に1回程度 )、出前講座の準備・反省会、防災に関する勉強会、意見交換、お互いの情報交換、などを行っています。

4．「掛川市防災士の会」に入会するのには、「ふじのくに防災士」または「防災士」の資格が必要ですが、資格取得予定の方も、準会員として入会することができます。

5．「掛川市防災士の会」の入会費、会費は無料です。

≪ 防 災 士 とは ≫

1．「防災士」とは、国が認証している資格ではありません。特定非営利活動法人「日本防災士機構」が

認証している資格です。当法人の行っている講座を受講して、資格試験を受験して、合格点を取れば、

「防災士」として認証されます。

2．一方、都道府県単位で「防災士養成講座」が、開講されていて、この講座を受講すると、都道府県

知事が認証する「防災士」として認証される制度があります。静岡県の場合「ふじのくに防災士」と呼称されています。

3．「ふじのくに防災士」に認証されると、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が行う資格試験を受験する資格が与えられます。この試験を受験して合格点を取れば、「日本防災士機構」の「防災士」として認証されます。

以上